次の第九款消防費の三十二万七千円は消防事務都委託費負担金の追加で、これは基準となります交付税の消防費基準財政需要額の確定によるものでございます。

次に、第十款教育費につきましては、教育総務費で七千五十二万三千円の追加でございまして、教育委員の報酬改定によるもの二十四万六千円と職員人件費で教育長の分三十五万六千円、それに歳入で御説明申し上げました宅地開発指導要綱によります寄附金を学校施設等整備基金へ積み立て、六千九百九十二万一千円との合計額でございます。なお、この基金総額は九億一千六百八十五万円となります。

次の小学校費の一千二百五十二万三千円の減額は、学校施設整備のための工事費確定による減額分一千七百六十七万三千円と校庭便所設置事業で、第一小学校校庭トイレに身体障害者用のトイレを追加するための増額分五百十五万円との相殺額でございます。

次の学校給食費は、中学校給食審議会の審議日程の増によります報酬の追加、三十八万四千円でございます。

次の社会教育費の五十三万四千円の追加は、寄附金によります青少年健全育成のためのキャンプ用品等の備品購入費でございます。

次の保健体育費の二百九十九万三千円の追加は、市民体育館の高圧電気ケーブルの取りかえ工事費二百四十六万三千円と寄附金による女子トレーニング室の備品購入費五十三万円との合計額でございます。

次に第十二款諸支出金の基金費におきまして七億三百三十六万一千円の追加は、今後予定されております福祉センター等の整備のための都市施設整備基金への積み立て六億円と、交付税の基準財政需要額に算入されております地域づくり推進事業分一億三百三十六万一千円のふるさと基金への積立金の合計額でございます。これによりまして、都市施設整備基金の総額は六十一億六千三百八十三万五千円、ふるさと基金の総額は二億七百五十六万一千円となるところでございます。

次に予備費でございますが、八千八百九十二万円の追加は人事院勧告によります給与改定等の財源留保によるものでございます。

以上、歳出予算は十三億九千二百万七千円の追加で、歳出予算総額は百六十七億三千四百六十八万五千

円と相なる次第でございます。

大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長（仲村清信君）以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君）以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第七十八号は、総務、建設、厚生の三常任委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君）御異議なしと認めます。よって議案第七十八号は、総務、建設、厚生の三常任委員会に付託することに決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（仲村清信君）日程第十二　議案第七十九号　平成二年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市民部長　岩崎好亮君登壇）

○市民部長（岩崎好亮君）御指名をいただきまして、議案第七十九号　平成二年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、平成元年度分の精算によるものでございまして、歳入におきまして、療養給付費交付金の精算分、また歳出におきましては、償還金の必要が生じたため補正させていただこうとするものでございます。

それでは、内容について御説明申し上げます。恐れ入りますが、四七ページをお開きいただきたいと思います。まず、総則でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三千六百万三千円を追加し、歳入歳出それぞれ二十二億五千二百八十八万円と定めようとするものでございます。

次に、四九ページをお開きいただきたいと思います。第一表歳入歳出予算補正につきまして、御説明申し上げます。

初めに歳入でございますが、第三款療養給付費交付金四百十六万六千円の補正は、退職者医療交付金が概算交付額を上回ったもので、その精算により交付されるものでございます。次の第七款繰越金の三千百八十三万七千円は、前年度繰越金でございます。

以上、歳入の補正の額は三千六百万三千円でございまして、総額二十二億五千二百八十八万円と相なるものでございます。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。第七款諸支出金の八百五十三万六千円の補正でございますが、国庫支出金のうち療養給付費等負担金が確定額を超過し交付されているため、精算し返還するものでございます。

次に、第八款予備費の二千七百四十六万七千円の補正でございますが、財源の調整をさせていただき計上させていただいたものでございます。

以上、歳出の補正の額は三千六百万三千円でございまして、総額二十二億五千二百八十八万円とするものでございます。

以上、雑駁な説明でございますが、慎重御審議賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げ、説明とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第七十九号は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十九号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（仲村清信君） 日程第十三 議案第八十号 平成二年度福生市下水道事業会計補正予算（第一号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設部長（小野光朗君） （建設部長 小野光朗君登壇） 御指名をいただきましたので、議案第八十号 平成二年度福生市下水道事業会計補正予算（第一号）につきまして、御説明申し上げます。

まず、六一ページをお開きいただきたいと存じます。総則でございますが、第一条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ二千十七万九千円を追加し、歳入歳出予算の総額を二十二億四千九百四十九万二千円と定めようとするものでございます。

次に、六三ページをお開きいただきたいと存じます。第一表歳入歳出予算補正につきまして、御説明申し上げます。

歳入でございますが、繰越金で二千十七万九千円の追加補正でございます。これは、前年度繰越金でございます。

次に、歳出でございますが、予備費で二千十七万九千円の追加補正をしようとするものでございます。

以上でございますが、慎重御審議賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げまし

て、説明といたします。

○議長（仲村清信君）以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君）以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第八十号は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君）御異議なしと認めます。よって議案第八十号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（仲村清信君）日程第十四　議案第八十一号　平成二年度福生市受託水道事業会計補正予算（第一号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長　小野光朗君登壇）

○建設部長（小野光朗君）御指名をいただきましたので、議案第八十一号　平成二年度福生市受託水道事業会計補正予算（第一号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は、平成元年度分の下水道使用料徴収経費に伴う消費税を補正させていただく内容でございます。

それでは、七五ページをお開きください。総則でございますが、第二条で歳入歳出それぞれ三十八万円を追加補正し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ八億三千四百五十八万円と定めようとするものでございます。

次に、七七ページをお開きください。第一表歳入歳出予算補正の歳入では、東京都からの受託水道事業収入三十八万円を追加いたしまして、歳入合計八億三千四百五十八万円にいたそうとするものでございます。

次に、歳出でございますが、水道管理費におきまして、平成元年度分消費税納税額として三十八万円を増額するものでございます。

したがいまして、歳出合計八億三千四百五十八万円と定めようとするものでございます。

以上でございますが、慎重に御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、説明といたします。

○議長（仲村清信君）以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君）以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第八十一号は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君）御異議なしと認めます。よって議案第八十一号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（仲村清信君）日程第十五　議案第八十二号　市道路線の認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長　小野光朗君登壇）

○建設部長（小野光朗君）御指名をいただきましたので、議案第八十二号　市道路線の認定について、御

説明申し上げます。

今回、お諮りするのは、二路線でございます。まず、市道第三一四号線につきましては、福生第二小学校の北側に位置し、熊川保育園職員通用口に接続する幅員四・〇メートルから十四・八二メートル、延長が五十七メートルの道路でございます。このたび、私道敷の寄附がありましたので、これと接続する私有地を含めまして、道路法第八条の規定により認定しようとするものでございます。

起点を大字熊川五九八－五番地先に、終点を大字熊川五九五－九番地先にと定めるものでございます。

次の、市道第一二六五号線につきましては、奥多摩街道から中福生公園の北側入り口に通じる取りつけ道路でありまして、幅員が二・七三メートルから五・六メートル、延長が都道の路肩部分を含めまして四十六・三メートルの道路でございます。既に工事が完了しましたため、道路法第八条の規定により認定しようとするものでございます。なお、都道の路肩部分につきましては、重複認定という形になります。

起点を大字福生四四三－一番地に終点を大字福生四六九－二番地先に定めるものであります。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議をいただきまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、説明にかえさせていただきます。

○議長（仲村清信君）以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。　（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君）以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第八十二号は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君）御異議なしと認めます。よって議案第八十二号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（仲村清信君）日程第十六　陳情第二－四号　ワンルームマンション（アーバンヒルズ福生）建設反対の陳情書を議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君）以上で意見を終わります。

陳情第二－四号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、建設委員会に付託いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（仲村清信君）日程第十七　陳情第二－五号　固定資産税等の改定率抑制に関する陳情書を議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君）　以上で意見を終わります。

陳情第二－五号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（仲村清信君）日程第十八　陳情第二－六号　義務教育費国庫負担制度の堅持と削減、除外された費用の復元を求める陳情書を議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君）　以上で意見を終わります。

陳情第二－六号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（仲村清信君）日程第十九　陳情第二－七号「義務教育費国庫負担法」の改正に反対し、これま

でに除外・削減された費用の復元を求める陳情書を議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

○議長（仲村清信君）　以上で意見を終わります。

陳情第二一七号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（仲村清信君）　日程第二十　陳情第二一八号　医療法の改悪に反対し、国民の医療を良くするための陳情書を議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君）　以上で意見を終わります。

陳情第二一八号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、厚生委員会に付託いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（仲村清信君）　日程第二十一　陳情第二一九号　核に反対し、横田基地をなくす住民運動に対する理解と支援を求める陳情書を議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君）　以上で意見を終わります。

陳情第二一九号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（仲村清信君）　日程第二十二　陳情第二二〇号　一〇四有料化の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書を議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君）　以上で意見を終わります。

陳情第二二〇号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（仲村清信君）　日程第二十三　陳情第二二一号　白内障人工水晶体（眼内レンズ）に関する陳情書を議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君）　以上で意見を終わります。

陳情第二二一号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、厚生委員会に付託いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（仲村清信君）　日程第二十四　陳情第二二二号　「脱原発法」の制定を求める陳情書を議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君）　以上で意見を終わります。

陳情第二二二号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（仲村清信君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明八日から十九日までの十二日間、休会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君）　御異議なしと認めます。よって明八日から十九日までの十二日間、休会とすること

に決定いたしました。

なお、次回本会議は、九月二十日午前十時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午前十一時四十五分　散会

陳情第二十号

一〇四有料化の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書

（陳情理由）

今年は、電話利用者・国民にとって記念すべき電話操業百年であります。この記念すべきときに、一〇四番号案内の有料化が認可され、NTTでは十二月実施に向けて準備が進められているということであり、きわめて遺憾であります。

電話番号情報は電話をかけるための不可欠の情報であり、一〇四番号案内はもとより、電話帳、端末による直接検索方式の方法のいかんを問わず、本来当然無料で提供されるべきものであります。

有料一〇四番号案内の認可に際しては、視覚障害者など一部の障害者と戦傷病者が無料対象とされたほかは、視覚障害者と同様に電話帳を調べることが困難な高齢者、外国人さえ無料対象者に含まれていないばかりか、生活保護受給者・母子家庭などの低所得者に対する配慮も一切行っていません。

また、有料の対象には、「市外局番」も「救急病院」も「公共機関」も有料、「NTTの営業所」さえ有料という、およそ社会常識をも逸脱した内容であります。

しかも有料制導入にあたってNTTは、テープレコーダーで案内状況を記録するとも言われ、これが事実なら通信の秘密に触れる内容であります。番号案内が間違っていたときの「返金方法」についても明らかにしていません。

以上の理由により、すみやかに一〇四番号案内有料化について撤回されることを主張するものであります。

よって、本陳情趣旨を踏まえて、一〇四番号案内の有料化が撤回されるよう、次の事項について地方自治法第九十九条第二項の規定により、意見書を提出していただくよう陳情いたします。

（陳情事項）

一、すべての障害者、高齢者、外国人など、電話帳をひけない利用者は、当然無料対象者とすること。生活保護者など低所得者は無料対象者とすること。

二、NTTの営業所はもとより、市外局番、公共機関、医療機関などは無料対象とすること。

三、番号案内がまちがっていたときの、返金方法を明確にすること。

四、番号案内は、通信の秘密に触れないよう配慮すること。

平成二年九月四日

陳情者代表
福生市武蔵野台二—一三

第三市営住宅二―三〇三

星野完司 ㊞

他 四百八十五人

福生市議会議長

仲村清信殿

陳情第二―十一号

白内障人工水晶体（眼内レンズ）に関する陳情書

一九八五年に、厚生省は一般病院での白内障手術に人工水晶体の使用を許可しました。しかし、健康保険適用が認められないため、費用を用意できない患者は人工水晶体（眼内レンズ）の手術が受けられないでいます。

白内障の患者に対して、他に目の病気がない限り、ほとんどが眼内レンズによる手術を医師は勧めています。それは、いままでの手術で眼鏡使用の場合は視野が狭くなり、外歩きは危険であること。また、コンタクトレンズ使用は感染症を起こしやすくなり、失明することさえあると言われているからです。

人工水晶体の手術を希望するだれもが受けられるよう、次の二項目を陳情いたします。

一、白内障の人工水晶体（眼内レンズ）に、健康保険適用を認めるよう関係機関に意見書を提出してください。

二、健康保険適用が認められるまでの間、低所得者に福生市として補助してください。

平成二年九月四日

陳情者代表
福生市熊川七三八　新生荘二一号
西村秀吉　㊞
他　三百三十一人

福生市議会議長
仲村清信殿

陳情第二——十二号

「脱原発法」の制定を求める陳情書